

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第14号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地公署)</p> <p>第2条 条例第30条の2第1項に規定する特地公署は別表第1に掲げる公署とし、条例第30条の3第1項に規定する準特地公署は別表第2に掲げる公署とする。ただし、期間を限って特地公署又は準特地公署とする場合は、告示により指定する。</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(特地公署)</p> <p>第2条 条例第30条の2第1項に規定する特地公署は別表第1及び別表第2に掲げる公署とし、条例第30条の3第1項に規定する準特地公署は別表第3及び別表第4に掲げる公署とする。ただし、期間を限って特地公署又は準特地公署とする場合は、告示により指定する。</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第1及び別表第2の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(特地勤務手当を支給しない期間)</u></p> <p><u>第3条の2 別表第2に掲げる公署に勤務する職員には、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。</u></p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>備考 別表第2に掲げる公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>5 第1項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第30条の3第1項に規定する特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。</u></p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第30条の3第2項に規</u></p>

(補則)

第9条 [略]

別表第1 (第2条関係)

公 署	所在地	級別区分
岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究 室	気仙郡住田町世田 米	3
岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究 室	盛岡市玉山区藪川	2
宮古警察署川内駐在所	宮古市川内	
岩泉警察署安家駐在所	下閉伊郡岩泉町安 家	
県南広域振興局農政部北 上農村整備センター(旧 豊沢ダム管理所に限る。)	花巻市北豊沢山	1
釜石警察署金沢駐在所	上閉伊郡大槌町金 沢	
岩泉警察署小川駐在所	下閉伊郡岩泉町門	
岩泉警察署大川駐在所	下閉伊郡岩泉町大 川	

定する特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

(特地公署等の見直し)

第9条 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、

5年ごとに見直すのを例とする。

(補則)

第10条 [略]

別表第1 (第2条関係)

公 署	所在地	級別区分
岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究 室	盛岡市玉山区藪川	1
岩手警察署田山駐在所	八幡平市亦戸川原	
宮古警察署川内駐在所	宮古市川内	
岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究 室	気仙郡住田町世田 米	
岩泉警察署小川駐在所	下閉伊郡岩泉町門	
岩泉警察署大川駐在所	下閉伊郡岩泉町大 川	
岩手県立岩泉高等学校田 野畑校	下閉伊郡田野畑村 菅窪	
岩泉警察署田野畑駐在所	下閉伊郡田野畑村 菅窪	
岩泉警察署平井賀駐在所	下閉伊郡田野畑村 羅賀	

備考1 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるもの

ではない。

2 この表に掲げる公署のうち、岩泉警察署小川駐在所については、冬期は、級別区分が2級地である公署として同表に掲げられているものとする。

別表第2（第2条関係）

公署	所在地	級別区分
岩手県立葛巻高等学校	岩手郡葛巻町葛巻	1
北上警察署沢内駐在所	和賀郡西和賀町沢内	

備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別表第2（第2条関係）

公署	所在地
岩手県内水面水産技術センター	八幡平市松尾寄木
岩手警察署柏台駐在所	八幡平市柏台
岩手県立葛巻高等学校	岩手郡葛巻町葛巻
岩手警察署葛巻駐在所	岩手郡葛巻町葛巻
千厩警察署津谷川駐在所	一関市室根町津谷川
県南広域振興局土木部北上土木センター西和賀出張所	和賀郡西和賀町湯田
中央農業改良普及センター西和賀普及サブセンター	和賀郡西和賀町川尻
岩手県立西和賀高等学校	和賀郡西和賀町湯田
北上警察署湯田駐在所	和賀郡西和賀町川尻
北上警察署湯本駐在所	和賀郡西和賀町湯田
北上警察署沢内駐在所	和賀郡西和賀町沢内字太田
[略]	[略]
釜石警察署橋野駐在所	釜石市橋野町
大船渡警察署上有住駐在所	気仙郡住田町上有住
岩手県立岩泉高等学校田野畑校	下閉伊郡田野畑村菅窪
岩泉警察署田野畑駐在所	下閉伊郡田野畑村菅窪
岩泉警察署平井賀駐在所	下閉伊郡田野畑村羅賀
久慈警察署山形駐在所	久慈市山形町川井
岩手県病害虫防除所県北農	九戸郡軽米町大字山内

別表第3（第2条関係）

公署	所在地
岩手県内水面水産技術センター	八幡平市松尾寄木
高速道路交通警察隊西根分駐隊安代分遣班	八幡平市小柳田
岩手警察署柏台駐在所	八幡平市柏台
岩手警察署安代駐在所	八幡平市清水
岩手警察署一方井駐在所	岩手郡岩手町大字一方井
千厩警察署興田駐在所	一関市大東町沖田
県南広域振興局土木部北上土木センター西和賀出張所	和賀郡西和賀町湯田
岩手県立西和賀高等学校	和賀郡西和賀町湯田
北上警察署湯本駐在所	和賀郡西和賀町湯田
千厩警察署保呂羽駐在所	東磐井郡藤沢町保呂羽
[略]	[略]
岩泉警察署小本駐在所	下閉伊郡岩泉町小本
岩泉警察署安家駐在所	下閉伊郡岩泉町安家
久慈警察署普代駐在所	下閉伊郡普代村第9地割

業研究所駐在	
岩手県北家畜保健衛生所	九戸郡軽米町大字山内
岩手県農業研究センター	九戸郡軽米町大字山内
北農業研究所	
中央農業改良普及センター	九戸郡軽米町大字山内
軽米普及サブセンター	
二戸警察署小軽米駐在所	九戸郡軽米町小軽米
岩手県立大野高等学校	九戸郡洋野町大野
久慈警察署大野駐在所	九戸郡洋野町大野

二戸警察署小軽米駐在所	九戸郡軽米町大字小軽米
岩手県立盛岡みたけ支援学校奥中山校	二戸郡一戸町奥中山
二戸警察署中山駐在所	二戸郡一戸町中山

備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別表第4（第2条関係）

公 署	所在地
岩手警察署松尾駐在所	八幡平市野駄
県南広域振興局農政部北上農村整備センター（旧豊沢ダム管理所に限る。）	花巻市北豊沢山
中央農業改良普及センター西和賀普及サブセンター	和賀郡西和賀町川尻
北上警察署湯田駐在所	和賀郡西和賀町川尻
久慈警察署山形駐在所	久慈市山形町
久慈警察署大野駐在所	九戸郡洋野町大野

備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置）

第2条 この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1及び別表第2に掲げるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第30条の2第1項に規定する特地公署（以下「特地公署」という。）とされていた公署のうち人事委員会の定める公署は、平成26年3月31日までの間、特地公署とする。

2 前項の規定により特地公署とされた公署に勤務する職員の条例第30条の2の規定による特地勤務手当の月額、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100

分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

3 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第3条第2項各号に定める日（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成10年岩手県人事委員会規則第12号。以下「改正規則」という。）附則第2項の規定により読み替えられる場合にあつては、平成10年4月1日）に受けていた給料の月額（条例6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下この項及び第5項において「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における条例第6条の2第1項に規定する算出率（以下「算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。）の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（その額が当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。

4 第1項の規定により特地公署とされた公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

(1) 施行日において条例第30条の3第1項に規定する準特地公署（以下「準特地公署」という。）に該当することとなった公署に在勤する職員（次号に掲げる職員を除く。） 当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の0.5（施行日前に条例第30条の3第1項に規定する公署を異にする異動の日（その職員が改正後の規則第5条第4項第1号に規定する職員である場合にあつては、同号に規定する日。以下「異動の日」という。）から起算して4年に達した場合及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

(2) 施行日において改正後の規則別表第4に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 毎年11月1日から翌年3月31日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間 特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3.5（施行日前に異動の日から起算して4年に達した場合における施行日から異動の日から起算して5年に達する日までの間及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後から当該期間内の異動の日から起算して5年に達する日までの間については100分の3、施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達し

た場合におけるその5年に達した日後については100分の1)を乗じて得た額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 冬期 前号に定める額

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前号アに定める額

5 前項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第4条第2項(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第5条第4項に規定する日に受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額(その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)とする。

6 第4項の規定の適用を受ける職員(同項第1号及び第3号の規定の適用を受ける職員を除く。)については、施行日から平成25年10月31日までの間は、改正後の規則第4条第5項及び第5条第5項の規定は、適用しない。

(級別区分が下位となった特地公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置)

第3条 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となった公署に勤務する職員の条例第30条の2の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間(その期間内に当該下位となった公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、同条(改正規則附則第2項の規定より読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該下位となった公署に勤務している職員にあつては附則第2条第2項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、施行日の前日から引き続き当該下位となった公署に勤務している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

2 施行日における級別区分が1級地に該当することとなった公署のうち、施行日の前日における級別区分が3級地とされていた公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合(級別区分が2級地である公署が1級地に該当することとなった場合及び1級地である公署が2級地に該当することとなった場合を除く。))又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあつては附則第2条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の0.5(施行日前に異動の日から起算して4年に達した場合及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、零)を乗じて得た額に施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるとき

は、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、平成26年3月31日までの間、準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第2条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3（施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の1）を乗じて得た額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

（改正後の規則別表第4に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則別表第4に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、平成25年10月31日までの間（その期間内に当該公署が改正後の規則別表第4に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第2条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3（施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成25年10月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の1）を乗じて得た額に、施行日から平成23年10月31日までの間にあっては100分の100を、平成24年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の70を、平成25年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成25年10月31日までの間は、改正後の規則第4条第5項及び第5条第5項の規定は、適用しない。